

令和8年度 第3回 鹿児島地方最低賃金審議会 議事要旨

1 日 時 令和8年8月26日（水）15時00分～15時48分

2 場 所 鹿児島合同庁舎第2会議室（3階）

3 出席者 公益委員 4名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 5名

4 議 題

- （1） 令和8年度鹿児島県最低賃金の改正審議について
- （2） その他

5 議事要旨

- （1） 議題（1）について、鹿児島県最低賃金専門部会長より現行の鹿児島県最低賃金1,026円を64円引上げて1,090円に改正、効力発生日を令和8年10月25日とする専門部会報告と審議経過の報告が行われた。

採決の結果、公益委員、労働者代表委員が賛成、使用者代表委員が反対で、専門部会報告のとおり決定された。

その後、鹿児島地方最低賃金審議会長より鹿児島労働局長に対して鹿児島県最低賃金の改正について、答申が行われた。

- （2） 議題（2）について、今後の日程等の確認が行われた。